

## 勞働法學會

昭和二十七年春の勞働法學會は、天候に恵まれた四月二十八日（月）法政大學で行われた。非常な盛會で殊に午前中は、色川幸太郎氏の報告が勞働委員としての實地の經驗を折りこんだ興味深い報告が豫想された故か、實務にたずさわっている方の出席もあつて、出席者は部屋に溢れんばかりであつた。

研究報告は右にあげた色川幸太郎氏の「労働委員会制度」に關するものと、午後吾妻光俊教授の「争議行爲」と題するものとの二つであつた。二つの報告の詳細は、何れ労働法學會の機關誌「労働法」に載ることであろうから、ここでは報告をめぐつて關わされた議論を中心にして、學會の模様を簡単に紹介しておき度いと思つ。

色川氏の報告は、労働委員會の機構及び運用に關する問題點を殆んどもれなく取上げ、労働委員會制度の現在の姿の検討批判の上に立つて、氏自身の積極的な具體案——判定機構と調整機構との分離——を提示されたものであるが、氏のいかにも齒切れのよい率直な話し方と豊富な経験やデータに裏づけられた立論とで、二時間近い研究報告を最後まで興味深く聴くことができた。報告の前半において氏の提案される「機構分離試案」の前おきとして論じられた部分のうち注目すべきものを拾つてみると、必要的審問制度に對する疑問（勞組法七條二號違反である使用者の團體交渉拒否という不當労働行爲に對する救済手續として審問手續を経ることを必要とするこの當否）、不當労働行爲に對する迅速な救済のために訴追官制度を設けるべきではないか、不當労働行爲の判定を公益委員のみに當らせるべきか、判定に當る公益委員の任命については勞使の同意を要するか、労働委員會と裁判所との關係につき、裁判所の出す緊急命令（勞組法二十七條五號）の性格はどんなものか（假執行的性格のものか假處分的なものか）、以上が勞委の判定機構に關

する問題點の主なもの、調整機構については、調整制度における三者構成の限界を指摘され、あつ旋と調停との區別を廢止すべしとの主張をなされたことが注目された。以上、勞委の判定機構、調整機構のそれぞれにつき詳細周到な検討を加えられた後で、色川氏は、氏のいわゆる「機構分離試案」を打出される。それは、現在の地勞委は調整のみに當るようにし、全國をいくつかのプロックに分けて、裁定委員會（假稱）を設け、中央に中央裁定委員會を設けよというものであつて、同時に、訴追官制度を設けて不當労働行爲の迅速な救済を圖るべきだとされる。

色川氏の提案は氏獨自のものであつて、氏が參畫された今度の労働法令審議會の労働法改正の審議の過程においても遂に取上げられるに至らなかつたと聞いているが、不當労働行爲制度の改正（改良）は學者の間で前から議論されていたところなので、色川氏の取上げた不當労働行爲後の迅速な救済と並ぶ重大な問題として、不當労働行爲に對する豫防策という見地から、不當労働行爲課罰主義の當否が討論に入つて先ず第一に問題とされた。この問題については、労働法學者の集會の席上ではしよつ中問題にされている點で、はつきりと説の分れるところなのであるが、ここでも、石井、吾妻兩教授、三藤中勞委々員をはじめとする課罰主義反對論と、沼田、松岡兩教授をはじめとする贊成論との間に、活潑な應酬が取交わされた。次いで、現在激しく非難されている勞委々員の職權委囑がとりあげられ、

職權委嘱を排した場合、勞働側委員の選出を直接選舉制度にするか、推せん委員會を設ける仕組にするか等が論ぜられた。更に、勞委の判定機能と調整機能との分離をどの程度に行うか、が問題になった。

色川氏の報告後、晝食、記念寫眞撮影と型通りの行事が済んでから、總會、事務・會計報告を簡單に済ませ、直ちに午後〇報告に入った。

吾妻教授の研究報告は、今度の勞働法令審議會で遂に勞使の妥協點が見出されず、無答申に終つた爭議權の制限に關する問題を取上げられたものであつて、教授自身が冒頭で言われたように、法律學者として體系的な理論を追求されてきた教授が、「審議會での經驗によつて、いろいろと考えさせられた」點を一つの問題提起として率直に提示されたものである。

まず、教授は公務員の爭議權の制限を徹底的に緩和すべきかについて、使用者側から爭議權の回復を否認すべきだという主張の根據として、いわゆる身分論と、二・一ストのようなものが起らないという保障が勞働運動の現實からみてないということがあげられたこと、公益事業の爭議制限につき悪名高い勞働法三十七條をどうするかにつき勞使それぞれの主張がなされたこと、國民生活をシンカンするような緊急事態が爭議によつて生ずる場合にそなえて手をつつべきか、どうか、うつとすればどんな手をつつべきかという點から強制仲裁（爭議權のストップ）が問題とされたなどを紹介された後、右の三つの問題

#### 學會の動き

は、掘り下げて考察すると、同一の基本的な問題をもつてゐるのではなからうか、つまり、いろいろな理由からさまざまの法的技術的修正が取上げられているけれども、問題は爭議權の法律的制限が問題として取上げられるという社會的地盤にこそあるのではなからうか。勞使間に自主的交渉によつてことを處理してゆこうとする基本的態度が身につけたいために、爭議が大規模化すると、天下國家のために大事だからという理由をあげて、國家が爭議權を制限してゐることを望むあなたまかせの使用側側の態度、使用者側との自主的對抗關係によつて係争問題を解決しようとする實力も、従つて自信もなく、ともすれば國家機關である裁判所に頼らうとする組合側の態度が、爭議權の法律的制限が問題となり得る、否強い表現を用いれば、ならざるを得ない社會的地盤として存在するのではなからうか、だから、爭議權制限の問題は、かような社會的地盤の充全な分析の上に立つて、爭議權の立法による制限がどの程度に、どういふ形で行うのが政策として妥當であるかという、根本的な反省から出直さなければならぬのではないか。

以上の吾妻教授の所論に對しては、まず沼田教授が日本の勞資關係の歴史的現實的分析の上に立つて爭議權制限の問題を考えてみると、逆に爭議權の制限が問題となるべきではなくて爭議權の解放こそ取上げられなければならないと思ふ、という吾妻教授の所論に對する根本的な疑問が提出された。この點をめぐつて兩教授との間に二、三の興味深い應酬があつたが、紙數

の關係上これ以上の詳細は、勞働法學會の機關紙に譲る他ない。しかし、兩教授とも問題を最も根本的な點から取上げ掘下げようとしているわけで、勞働法全體のユニークな體系的理論づけを既になされている吾妻教授が、日本の勞資關係の歴史的現實的分析を法史（語呂は悪いが、嚴密に言えば法社會史）及び立法政策との關連でなされる日が待たれる。（沼田教授については、既に一連の著書でこの問題に對する同教授の理論の輪かくを知り得る）。

續いて、右の問題に關連して淺井教授から公務員の爭議權が全面的に剝奪された當時の現實的な社會的事務について意見が開陳され、爭議權制限の問題は爭議權解放の問題として取上げべきだと結論された他、松岡教授から使用者側の國家權力におぶさろうとする態度が指摘された後、野村教授からは、吾妻教授が變態的現象とされた公務員組合が組合運動の先頭をきつていたという過去の事例には、それ相當の社會經濟的理由があつたのであつて、國家が中立的態度を失つていくという客觀的な事情のなかに根本的な問題があるのではないかという、鋭い質問がなされた。その他、職權仲裁等の爭議權のストップについて有泉教授の質疑、公共の福祉と憲法二十八條との關係につき石井教授と沼田教授更に淺井教授との間に應酬があつた。他にも細かい點について活潑な意見の交換が行われたが紙數の關係で割愛する。

吾妻教授の報告後、懇親會に入つた。勞働法學會はアク的な

いやかさを保つてゆこうという趣旨であろう、大家の方々がメインテーブルに坐つて懇親會が大家だけの懇親とそうでない者の懇親とに分れてしまふのを避けるため、メインテーブルを完全に廢止した。法政大學の御骨折で盛大で和氣アイアイたる懇親會をもつことができたが、學會終了後、勞働法律旬報社の肝入りで學會に出席した全国各地の若い勞働法學徒の横の連結が成つたことも特筆しなければならない。（參沼謙一）